



平成 30 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ヨンドシーホールディングス  
代 表 者 代表取締役会長・CEO 木村 祭 氏  
(コード番号 8008 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役執行役員財務担当 西村 政 彦  
(TEL. 03 - 5719 - 3429)

**自己株式の公開買付けの結果及び取得終了  
並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

当社は、平成30年11月22日付けの取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成30年11月26日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成30年12月21日を以って終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けの終了を以って、平成30年11月22日付けの取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

また、本公開買付けにより、平成31年1月22日を以って当社の主要株主である筆頭株主に異動がありますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社ヨンドシーホールディングス 東京都品川区上大崎二丁目19番10号

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

平成 30 年 11 月 26 日（月曜日）から平成 30 年 12 月 21 日（金曜日）まで（20 営業日）

② 公開買付開始公告日

平成 30 年 11 月 26 日（月曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,198 円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日

平成 31 年 1 月 22 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	3,500,000 株	— 株	3,253,733 株	3,253,733 株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ヨンドシーホールディングス 東京都品川区上大崎二丁目19番10号  
 株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の内容

- (1) 取得した株式の種類 普通株式
- (2) 取得した株式の総数 3,253,733 株  
 (注) 発行済株式総数に対する割合 11.09%（小数点以下第三位を四捨五入）
- (3) 株式の取得価額の総額 7,151,705,134 円  
 (注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。
- (4) 取得した期間 平成30年11月26日から平成30年12月21日まで

(5) 取得方法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了を以って、平成 30 年 11 月 22 日付けの取締役会の決議による会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考)

自己株式の取得に関する平成 30 年 11 月 22 日付けの取締役会における決議内容

- (1) 取得する株式の種類 普通株式
- (2) 取得する株式の総数 3,500,100 株 (上限)  
(注) 発行済株式総数に対する割合 11.93% (小数点以下第三位を四捨五入)
- (3) 株式の取得価額の総額 7,693,219,800 円 (上限)
- (4) 取得する期間 平成 30 年 11 月 26 日から平成 31 年 2 月 5 日まで

Ⅲ. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

当社は、平成 30 年 11 月 26 日から平成 30 年 12 月 21 日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 30 年 12 月 21 日をもって終了いたしました。

本公開買付けにおいて、株式会社フジ (以下「フジ」といいます。) からその保有する当社普通株式の全てである 3,025,506 株の応募があり、当社はフジの応募株式の全部を取得することとなりました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、本公開買付けの決済日である平成 31 年 1 月 22 日付けで、フジは当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

2. 異動する株主の概要

主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

① 名称	株式会社フジ
② 所在地	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 兼 CEO 尾崎 英雄
④ 事業内容	チェーンストア業 (食料品、衣料品、日用雑貨品等の小売販売)
⑤ 資本金	19,407 百万円 (2018 年 8 月 31 日現在)

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成30年11月22日現在)	30,255 個 (3,025,506 株)	11.45%	第1位
異動後	－個 (－株)	－%	－

(注1) 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、当社が平成30年10月12日に提出した第69期第2四半期報告書に記載された平成30年8月31日現在の総株主の議決権の数(264,136個)を基準として算出しております。

(注2) 「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成31年1月22日（本公開買付けの決済の開始日）

5. 今後の見通し

本異動による当社業績への影響はありません。

以 上